

広第 657 号
平成 28 年 11 月 30 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行について（通達）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号。以下「法」という。）が本年 6 月 7 日に公布され、同年 11 月 30 日に施行されることとなったが、法の趣旨等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 法の趣旨等

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国が国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金。以下「弔慰金等」という。）を支給することを定めるとともに、その支給に係る裁定事務を都道府県公安委員会の所掌事務としたほか、同弔慰金等の支給について必要な事項を定めている。

2 法の概要

(1) 国外犯罪被害者

国外犯罪行為により死亡し、又は障害（障害等級 1 級相当）が残った日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）

(2) 支給額

- ・死亡した場合 200 万円
- ・障害が残った場合 100 万円

(3) 支給手続等

申請者は、都道府県公安委員会に対し弔慰金等の申請を行い、裁定を受ける（日本国内に住所を有しない者は領事館経由可）。

3 その他

弔慰金等の支給に関する事務処理は、総務室広報県民課において一括して行うこととするため、申請、相談等があった際には、同課に報告すること。